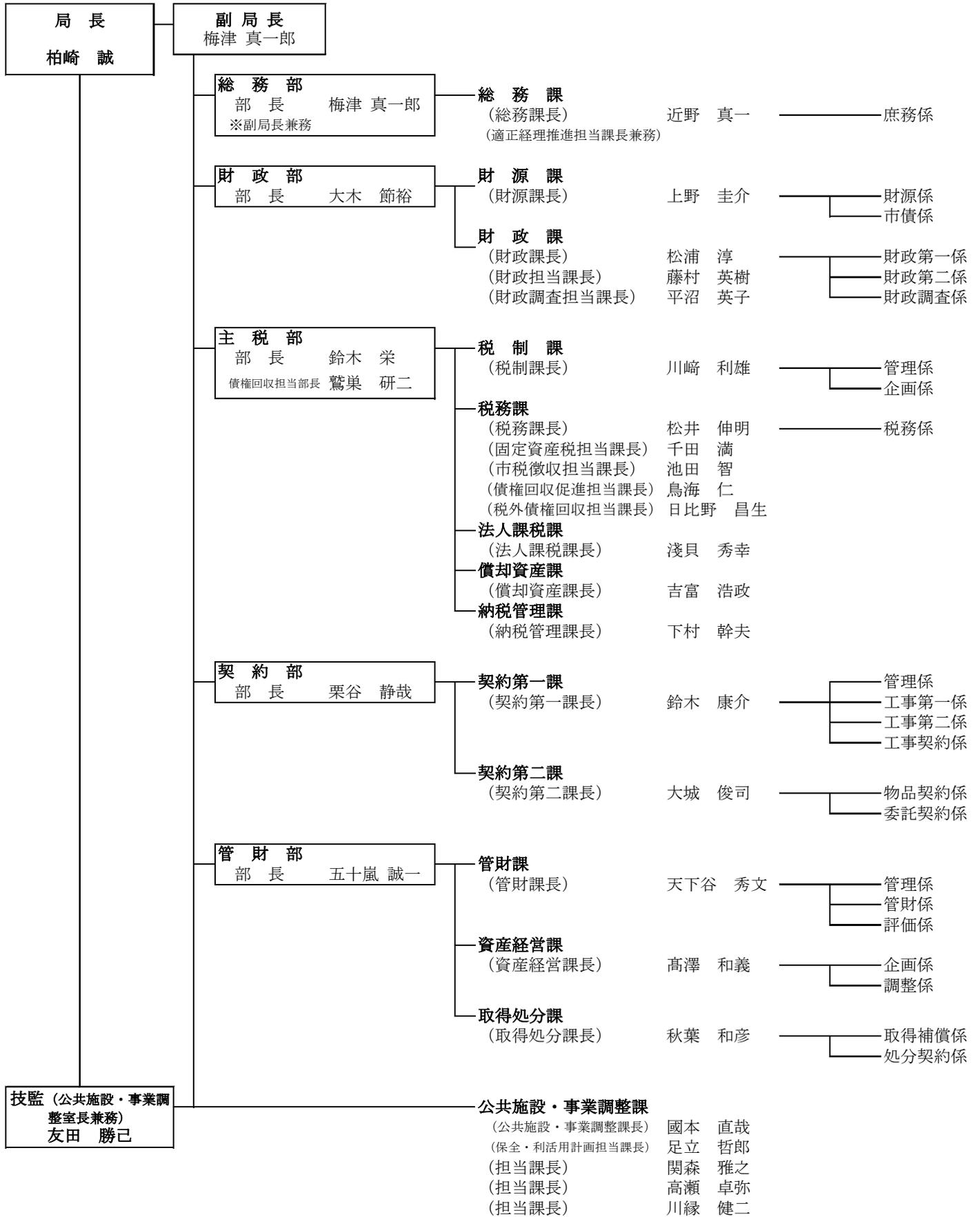


機 構 及 び 事 務 分 掌

平成 25 年 5 月

財 政 局

財政局組織図（平成25年5月16日 現在）



《出向・派遣・応援は除く》

事 務 分 掌

総 務 部

総 務 課

- (1) 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局の危機管理に関すること。
- (4) 会計経理事務の適正化(会計検査等の調整を含む。)に関すること。
- (5) 他の室及び部の主管に属しないこと。

財 政 部

財 源 課

- (1) 市債の全体計画、発行及び管理に関すること(地方公営企業関係を含む。)
- (2) 地方交付税に関すること。
- (3) 地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金及び市町村移譲事務交付金の収納に関すること。
- (4) 国の地域活性化交付金に係る申請及び収納並びに住民生活に光をそそぐ交付金基金に関すること。
- (5) 指定都市市長会に関すること(財政に関するものに限る。)
- (6) 市債金会計の予算及び決算その他市債に関すること。
- (7) 資金の調整及び一時借入金に関すること。
- (8) 財政調整基金に関すること。
- (9) 当せん金付証券の発行に関すること。
- (10) 横浜サポーターズ寄附金に関すること。
- (11) 部内他の課の主管に属しないこと。

財 政 課

- (1) 財政運営及び予算編成に関すること。
- (2) 予算の執行管理に関すること。
- (3) 財政統計に関すること。
- (4) 予算の繰越し及び決算に関すること。
- (5) 地方公営企業の財務に関すること。
- (6) 地方自治法第 221 条第 1 項の規定による予算の適正な執行を確保するために必要な措置に関すること。
- (7) 地方自治法第 233 条第 5 項の規定による主要な施策の報告等に関すること。
- (8) 財政事情の公表及び調査等に関すること。

主 税 部

税 制 課

- (1) 税務費に関すること。

- (2) 区税務関係諸物品の調達及び配布に関する事。
- (3) 税制の調査、研究及び企画に関する事。
- (4) 税務関係の条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関する事。
- (5) 市税に係る不服申立て及び訴訟の取扱いに関する事。
- (6) 税務に係る統計に関する事。
- (7) 市税関係歳入予算及び決算に関する事。
- (8) 市税その他徴収金の減免措置に関する事。
- (9) 横浜市固定資産評価審査委員会に関する事。
- (10) 部内他の課の主管に属しない事。

税 務 課

- (1) 市税事務の電算化に関する事(他の局及び課の主管に属するものを除く。)
- (2) 税務職員の研修に関する事。
- (3) 市税に係る普及及び啓発並びに税務に係る広報及び広聴に関する事。
- (4) 市税(個人の県民税を含む。以下この部において同じ。)の賦課事務(法人の市民税、償却資産に係る固定資産税、市たばこ税、入湯税及び事業所税に係るものを除く。以下この部において同じ。)及び徴収事務に係る指導及び審査に関する事。
- (5) 市税の賦課事務及び徴収事務に係る犯則取締りに関する事。
- (6) 県民税徴収取扱費に関する事。
- (7) 国有資産等所在市町村交付金法(昭和 31 年法律第 82 号)に関する事(償却資産に係るものを除く。)
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事。
- (9) 県税交付金の収納に関する事。
- (10) 納税貯蓄組合に関する事。
- (11) 公的年金等に係る個人の市民税及び県民税の特別徴収に係る年金保険者からの通知等(年金保険者への返納に係るものを除く。)に関する事。
- (12) 市税の収納対策の推進に関する事。
- (13) 固定資産(償却資産を除く。以下この部において同じ。)の評価に係る企画及び指導並びに価格の決定に関する事。
- (14) 特定の固定資産の評価に係る調査及び資料の収集に関する事。
- (15) 固定資産の評価調書及び概要調書に関する事。
- (16) 特別土地保有税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (17) 特別土地保有税の賦課及び徴収金の徴収猶予に関する事(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下この部において「法」という。)に基づく徴収猶予及び法第 15 条の 3 に基づく徴収猶予の取消し等に関する事を除く。)
- (18) 特別土地保有税の賦課及び徴収金の徴収猶予に係る犯則事件(法第 15 条に基づく徴収猶予に係るものを除く。)の調査に関する事。
- (19) 未収債権の管理及び徴収促進の指導及び支援に関する事。
- (20) 財政局長が指定する保育費用の徴収事務に関する事。

法人課税課

- (1) 特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課資料(給与支払報告書、給与所得者異動届出書及び公的年金等支払報告書に限る。)の調査(公的年金等支払報告書にあっては、提出に係るものに限る。)及び収集に関する事。
- (2) 法人の市民税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (3) 市たばこ税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (4) 入湯税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (5) 事業所税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (6) 給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課(減免及び証明に係るものを除く。)に関する事。
- (7) 法人の市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の賦課に関する事。
- (8) 第1号の賦課資料の提出に係る犯則事件の調査に関する事。
- (9) 法人の市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の課税の証明に関する事。
- (10) 法人の市民税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事。
- (11) 市たばこ税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事。
- (12) 入湯税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事。
- (13) 事業所税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事。

償却資産課

- (1) 償却資産に係る固定資産税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (2) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事。
- (3) 償却資産に係る固定資産税の課税の証明に関する事。
- (4) 償却資産に係る固定資産税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事。
- (5) 償却資産の評価に係る企画及び価格の決定に関する事。
- (6) 特定の償却資産の評価に係る調査及び資料の収集に関する事。
- (7) 償却資産の評価調書及び概要調書に関する事。
- (8) 総務大臣及び神奈川県知事の配分に係る償却資産に関する事。
- (9) 国有資産等所在市町村交付金法に基づく調査に関する事(償却資産に係るものに限る。)

納税管理課

- (1) 市たばこ税及び入湯税(以下この部において「市たばこ税等」という。)の納税の証明に関する事。
- (2) 市たばこ税等に係る徴収金の収納に関する事。
- (3) 市税(市たばこ税等を除く。)に係る徴収金の収納状況の記録管理に関する事。
- (4) 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する事。
- (5) 市外に所在地のある特別徴収義務者が納入すべき個人の市民税及び県民税並びに市たばこ税等(以下この部において「市外特別徴収義務者が納入すべき市県民税等」という。)に係る徴収金の徴収猶予に関する事。

- (6) 市たばこ税等に係る過誤納金の還付、充当及び加算金に関すること。
- (7) 市税（市たばこ税等を除く。）に係る過誤納金の還付、充当及び加算金の決定に関すること。
- (8) 公的年金等に係る個人の市民税及び県民税の特別徴収に係る年金保険者への返納に関すること。
- (9) 市外特別徴収義務者が納入すべき市県民税等に係る徴収金の滞納処分に関すること。
- (10) 市外特別徴収義務者が納入すべき市県民税等に係る徴収金の犯則事件の調査に関すること。
- (11) 市たばこ税等に係る徴収金の欠損処分に関すること。
- (12) 市たばこ税等に係る徴収金の現金領収に関すること。
- (13) 市外特別徴収義務者が納入すべき市県民税等に係る徴収金の徴収嘱託及び受託に関すること。

契 約 部

契 約 第 一 課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

契 約 第 二 課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。

- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。

管 財 部

管 財 課

- (1) 公有財産関係事務に係る条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関すること。
- (2) 公有財産の総括及びこれに必要な公有財産台帳に関すること。
- (3) 普通財産の管理に関すること(統括本部並びに他の局及び部の主管に属するものを除く。次号から第6号までにおいて同じ。)
- (4) 普通財産の貸付け及び地上権等の設定等に関すること。
- (5) 土地及び建物の使用承認に関すること。
- (6) 土地及び建物の測量に関すること。
- (7) 公有財産の評価に関すること。
- (8) 公共事業用地費会計及び資産活用推進基金に関すること。
- (9) 横浜市土地開発公社に関すること。
- (10) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施行に関すること。
- (11) 株式、社債、地方債、国債その他これらに準ずる権利及び出資による権利の管理及び処分に関すること。
- (12) 知的財産権の取得、管理及び処分に関すること。
- (13) 建物の損害保険及び自動車損害賠償責任保険に関すること。
- (14) 横浜市職務発明審査会に関すること。
- (15) 横浜市財産評価審議会に関すること。
- (16) 部内他の課の主管に属しないこと。

資 産 経 営 課

- (1) 土地利用の基本方針及び総合調整に関すること。
- (2) 資産活用に係る基本方針に関すること。
- (3) 公共施設等の配置及び用地の取得等の総合調整に関すること。
- (4) 保有土地の利用及び活用に係る企画及び総合調整に関すること。
- (5) 行政財産の余裕部分の有効活用に係る企画及び総合調整に関すること。
- (6) 大規模な保有土地の処分に係る公募事業に関すること。
- (7) 国有地及び県有地に係る庁内の利用調整に関すること。
- (8) 用途廃止施設に係る利用及び活用並びに処分の基本方針及び総合調整に関すること。
- (9) 土地情報の収集等に関すること。
- (10) 横浜市資産活用推進会議に関すること。

取 得 処 分 課

- (1) 普通財産の取得及び処分に関すること(統括本部並びに他の局及び部の主管に属するものを除く。)
- (2) 用地の取得、借受け及び地上権の設定(以下「取得等」という。)に伴う補償基準

に關すること。

- (3) 用地の取得等及びこれに伴う補償に關すること(環境創造局及び道路局の主管に屬するものを除く。)
- (4) 横浜市開発事業の調整等に關する条例(平成 16 年 3 月横浜市条例第 3 号。以下「開発事業調整条例」という。)に基づく公益用地の取得に關すること。
- (5) 代替地の提供基準に關すること。
- (6) 建物移転資金融資に關すること。
- (7) 用地の取得等に係る連絡調整に關すること。

公 共 施 設 ・ 事 業 調 整 室

公 共 施 設 ・ 事 業 調 整 課

- (1) 公共施設の保全並びに利用及び活用に關する政策の企画、立案及び総合調整に關すること。
- (2) 公共事業の技術的事項に係る調査及び総合調整に關すること(他の局の主管に屬するものを除く。次号及び第 4 号において同じ。)
- (3) 公共事業のコスト縮減及び品質確保に係る調査及び総合調整に關すること。
- (4) 技術職員の技術力向上に關すること。
- (5) 技監に關すること。

平成 25 年度

事業概要



横浜市債の広報マスコット
“ハマサイ”

財政局

平成25年度 財政局関係歳出予算総括表

区 分	25年度	24年度	増▲減	伸 率
	千円	千円	千円	%
一 般 会 計	347,238,447	217,994,887	129,243,560	59.3
【参考】横浜市土地開発 公社負担金を除く	208,893,447	217,994,887	▲ 9,101,440	▲ 4.2
局 事 業 費	154,868,524	22,392,284	132,476,240	591.6
【参考】横浜市土地開発 公社負担金を除く	16,523,524	22,392,284	▲ 5,868,760	▲ 26.2
公 債 費	179,564,239	182,434,799	▲ 2,870,560	▲ 1.6
他 会 計 繰 出 金	11,805,684	12,167,804	▲ 362,120	▲ 3.0
予 備 費	1,000,000	1,000,000	0	0.0

区 分	25年度	24年度	増▲減	伸 率
	千円	千円	千円	%
特 別 会 計	630,136,282	597,131,249	33,005,033	5.5
公共事業用地費 会 計	13,129,876	12,329,088	800,788	6.5
市 債 金 会 計	617,006,406	584,802,161	32,204,245	5.5

※ 一般会計及び局事業費の【参考】は横浜市土地開発公社負担金を除く事業費。

【参考】

○一時借入金の最高限度額： 1,900億円(前年度:1,900億円)

平成25年度予算の主な事業

◎一般会計

1 財政運営費 29億1,958万円

- (1) 職員人件費（財政局） 【予算額 14億1,678万円】
財政局（主税部、市債担当者分を除く 166人）の職員人件費を計上しています。
- (2) 電子入札システム運用管理事業 【予算額 1億2,270万円】
入札手続きにおける事業者の利便性の向上と契約事務の効率化を図るために導入している電子入札システムの運用・管理を行います。
また、入札・契約における適正な競争環境の整備や事業者の更なる利便性向上等のため、電子入札システムの改修準備を行います。
- (3) 公共施設・事業調整推進事業【拡充】 【予算額 1,715万円】
都市基盤施設について、整備の必要性や優先度を検証できる「新たな評価手法」を検討するとともに、将来にわたり安全かつ必要な施設機能を維持するための「保全管理指針」について検討します。
また、「公共建築物マネジメント白書」を活用し、現状・課題を市民と共有しながら、様々な立場の意見を踏まえ、保全水準の精査、施設規模の効率化、運営の改善など、今後の公共建築物のあり方について検討します。
さらに、公共事業に係る品質確保・コスト縮減に取り組むとともに、国等発注事業での市内中小企業者の受注機会の増大に向け「横浜市内公共事業発注者連絡会」を通じて働きかけを進めます。
- (4) 財政調整基金積立金 【予算額 3,900万円】
財政調整基金の運用益について積み立てます。
- (5) 減債基金積立金 【予算額 9億6,000万円】
減債基金の運用益等について積み立てます。

2 財産管理費 1,386億9,639万円

- (1) 横浜市土地開発公社借入金償還負担金【新規】 【予算額 1,383億4,500万円】
横浜市土地開発公社を解散するため、第三セクター等改革推進債（三セク債）の発行により調達した資金を財源として、公社の金融機関に対する借入金相当額を、公社に対して負担金として支出します。

(2) 財産管理の適正化、保有資産の有効活用・処分事業

【公有財産管理費 予算額 1億5,936万円】

【保有土地等活用検討費 予算額 2,790万円】

【保有土地売却事業費 予算額 2,734万円】

「横浜市資産活用基本方針」に基づき、財産管理の全庁的な適正化を推進するとともに、保有土地・建物の売却や利活用を積極的に進めます。

大規模な未利用地等については、民間事業者のノウハウを活かした資産活用を図るとともに、利用見込みがない代替地等については、インターネット等を活用し、60区画程度を公募販売します。

3 税 務 費 132億5,256万円

(1) 税務事務人件費 【予算額 95億6,250万円】

主税部及び各区役所の税務職員の人件費（1,261人）を計上しています。

(2) 納付しやすい環境整備促進事業 【予算額 1億4,996万円】

納税者の利便性をより一層向上させるとともに、未納を防止するため、平成25年度から「市税電子収納（ペイジー収納）」の利用を開始するとともに、従来から行っているコンビニエンス・ストア納税について、区役所において納付書の即時発行に対応するなど、さらなる拡充を図ります。

(3) 納税内部事務集約化事業【拡充】 【予算額 1億3,368万円】

各区で行われている市税の収納管理などの納税内部事務等を財政局納税管理課（新設）に集約し、業務の効率性を高めるとともに、事務運用の平準化と専門的な人材育成を図ります。

また同時に、申告や相談などで来庁される方への分かりやすさや利便性の向上を図るため、現在、執務室が分散している特別徴収センターと償却資産センターも併せて、1つの拠点に集約します。

(4) 歳入確保強化事業 【予算額 2,129万円】

債権回収担当を1年間延長し、「未収債権整理促進のための取組方針」に基づき、引き続き、未収債権の回収を促進します。

主な取組として、早期未納者等を対象にした「民間事業者を活用した電話納付案内」の対象債権を10債権から、「児童手当等返納金」などを加えて13債権に拡充するとともに、困難案件を対象にした「弁護士への徴収委任」についても新たな債権を含めて実施します。

(5) 償還金及び還付加算金 【予算額 18億円】

法人市民税の確定申告による還付金など、前年度以前の過誤納金及びその利子相当分について、歳出予算から償還金及び還付加算金として支出します。

4 公債費 1,795億6,424万円

(1) 元金 【予算額 1,367億2,436万円】

(うち減債基金積立金 762億9,888万円)

(2) 利子 【予算額 412億6,874万円】

(3) 公債諸費 【予算額 11億9,504万円】

(4) 第三セクター等改革推進債公債諸費 【予算額 3億7,609万円】

5 特別会計繰出金 118億568万円

(1) 水道事業会計繰出金 【予算額 13億4,746万円】

水道事業に対して繰り出しを行います。

(2) 自動車事業会計繰出金 【予算額 5億7,008万円】

自動車事業に対して繰り出しを行います。

(3) 高速鉄道事業会計繰出金 【予算額 98億8,815万円】

高速鉄道事業に対して繰り出しを行います。

◎特別会計

1 公共事業用地費会計 131億2,988万円

- | | | |
|--|------|-------------|
| (1) 資産活用推進基金費 | 【予算額 | 40億5,282万円】 |
| 資産活用推進基金の運用収益を積み立てるとともに、資産活用推進基金保有土地の取得、処分を行います。 | | |
| (2) 都市開発資金事業費 | 【予算額 | 18億5,703万円】 |
| 都市開発資金事業債による用地の取得、処分を行います。 | | |
| (3) 公共用地先行取得事業費 | 【予算額 | 72億2,002万円】 |
| 公共用地先行取得事業債による用地の処分を行います。 | | |

2 市債金会計 6,170億641万円

- | | | |
|----------------------|----------|--------------|
| (1) 元 金 | 【予算額 | 4,601億875万円】 |
| (2) 利 子 | 【予算額 | 778億7,178万円】 |
| (3) 公債諸費 | 【予算額 | 17億812万円】 |
| (4) 減債基金積立金 | 【予算額 | 769億4,167万円】 |
| | (うち一般会計分 | 762億9,888万円) |
| (5) 第三セクター等改革推進債公債諸費 | 【予算額 | 3億7,609万円】 |

参考：款項目別 予算額（財源内訳）

【一般会計】

（単位：千円）

款項目	25年度 予算額	24年度 予算額	増▲減	25年度予算額の財源内訳				
				国	県	その他	市債	一般財源
2款3項1目 財政運営費	2,919,578	2,638,122	281,456	1,000	-	630,767	-	2,287,811
2款3項2目 財産管理費	138,696,388	6,587,090	132,109,298	-	-	226,720	138,345,000	124,668
2款4項1目 税務管理費	9,564,520	9,657,557	▲ 93,037	-	5,806,000	1,800,002	-	1,958,518
2款4項2目 賦課徴収費	3,688,038	3,509,515	178,523	-	-	22,606	-	3,665,432
16款1項1目 公債費(元金)	136,724,363	138,441,155	▲ 1,716,792	-	-	2,306,243	-	134,418,120
16款1項2目 公債費(利子)	41,268,740	42,847,229	▲ 1,578,489	-	-	51,574	-	41,217,166
16款1項3目 公債費(公債諸費)	1,195,043	1,146,415	48,628	-	-	-	-	1,195,043
16款2項1目 第三セクター等改革推進債 公債費(公債諸費)	376,093	-	376,093	-	-	-	-	376,093
17款1項15目 水道事業会計 繰出金	1,347,463	1,414,106	▲ 66,643	-	-	-	549,000	798,463
17款1項16目 自動車事業会計 繰出金	570,076	611,534	▲ 41,458	-	-	-	-	570,076
17款1項17目 高速鉄道事業会計 繰出金	9,888,145	10,142,164	▲ 254,019	-	-	-	1,406,000	8,482,145
18款1項1目 予備費	1,000,000	1,000,000	-	-	-	-	-	1,000,000
合計	347,238,447	217,994,887	129,243,560	1,000	5,806,000	5,037,912	140,300,000	196,093,535

【公共事業用地費会計】

(単位:千円)

款項目	25年度 予算額	24年度 予算額	増▲減	25年度予算額の財源内訳				
				国	県	その他	市債	一般会計 繰入金
1款1項1目 資産活用推進基金費 (資産活用推進基金積立金)	608,395	904,679	▲ 296,284	-	-	608,395	-	-
1款2項1目 資産活用推進基金費 (用地購入費)	3,444,427	7,520,677	▲ 4,076,250	-	-	3,444,427	-	-
2款1項1目 都市開発資金事業費 (用地購入費)	1,000,000	1,000,000	-	-	-	-	1,000,000	-
2款2項1目 都市開発資金事業費 (元金)	797,402	855,818	▲ 58,416	-	-	146,000	-	651,402
2款2項2目 都市開発資金事業費 (利子)	59,630	61,462	▲ 1,832	-	-	1	-	59,629
3款1項1目 公共用地先行取得事業費 (元金)	6,550,238	1,337,438	5,212,800	-	-	6,550,238	-	-
3款1項2目 公共用地先行取得事業費 (利子)	558,011	621,254	▲ 63,243	-	-	558,011	-	-
3款2項1目 公共用地先行取得事業費 (減債基金積立金)	111,773	27,760	84,013	-	-	111,773	-	-
合 計	13,129,876	12,329,088	800,788	-	-	11,418,845	1,000,000	711,031

【市債金会計】

(単位:千円)

款項目	25年度 予算額	24年度 予算額	増▲減	25年度予算額の財源内訳				
				国	県	その他	市債	一般会計 繰入金
1款1項1目 公債費(元金)	460,108,745	416,488,666	43,620,079	-	-	280,432,257	119,251,000	60,425,488
1款1項2目 公債費(利子)	77,871,781	82,511,619	▲ 4,639,838	-	-	36,603,041	-	41,268,740
1款1項3目 公債費(公債諸費)	1,708,122	1,813,902	▲ 105,780	-	-	513,079	-	1,195,043
1款1項4目 公債費(減債基金積立金)	76,941,665	83,987,974	▲ 7,046,309	-	-	642,790	-	76,298,875
1款2項1目 第三セクター等改革推進債 公債費(公債諸費)	376,093	-	376,093	-	-	-	-	376,093
合 計	617,006,406	584,802,161	32,204,245	-	-	318,191,167	119,251,000	179,564,239



OPEN
YOKOHAMA

平成 25 年度 財政局 運営方針

I 基本目標

市民・市場から信頼される財政運営の推進

～持続可能な財政運営と適正な財務事務の推進に向け、総合調整機能を発揮します！～

II 目標達成に向けた施策

1. 市民生活の安心・安全、市内経済の活性化を支えるための健全な財政運営を行います

厳しい財政状況の中でも、各区局と連携・協力し、施策の選択と集中を図ることで、限られた財源を効果的に活用し、市民生活の安心・安全、市内経済の活性化を実現するとともに、持続可能な財政運営を進めます。なお、中長期的な視点を持って取り組むとともに、国・県の制度や動きにも的確に対応します。

2. 市民・事業者から信頼されるよう財政・財務面における総合調整機能を発揮します

○市内・中小企業の受注機会の増大

横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、分離・分割発注の徹底等の取組を進めるとともに、国や関係機関が市内で実施する公共事業についても市内・中小企業の受注機会の増大に取り組めます。

○保有資産の積極的な利活用

「横浜市資産活用基本方針」に基づき、「資産たな卸し」を継続し、利活用を積極的に進めます。あわせて、各区局の資産の有効活用を積極的にサポートします。

○公共施設(都市基盤施設及び公共建築物)の整備や保全に関する区局との連携・支援

公共施設の整備のあり方や、老朽化が課題となっている保全の進め方について、全庁的に検討します。また、公共事業に係る品質確保とコスト縮減に向けての取組を進めます。

○入札・契約における適正な競争環境の整備

適正な競争環境の整備と適切な履行の確保を図るため、低価格競争対策や事業者の適正評価の取組を推進します。

○経理事務や財産管理事務などの財務事務の適正確保

経理事務や財産管理事務など、財務事務の適正さを改めて確認しながら、必要な制度の見直しや職員研修等を実施し、区局における財務事務について適正化・効率化を図ります。

3. 財政基盤の強化に向けて歳入確保策をより一層推進します

○市税収入の確保及び税外未収債権の整理回収の促進

市民負担の公平と歳入確保の観点から、中期4か年計画の目標達成に向け、市税の納付環境整備や現年課税分の重点整理等による収納率向上を図るとともに、税外債権の未収額圧縮を図ります。

○保有資産の積極的な売却等

民間のノウハウやインターネットを活用した手法等により、土地・建物の売却や利活用を積極的に実施するとともに、資産活用メリットシステムの拡充など、全庁的な取組を促進するための環境整備と情報発信を拡充します。

○課税自主権活用の検討

横浜市税制調査会の議論等を踏まえ、重要施策推進のための課税自主権の活用策を検討します。

III 目標達成に向けた組織運営

□チーム力の向上

- ・職員がいまいきと働ける職場環境を作るとともに、職員自らのスキルアップに努めます。
- ・「チーム財政」「チーム横浜」のつながりを深め、所属、担当の垣根を超えて、フォローしあいます。

□現場主義と分かりやすい情報発信

- ・一人ひとりの職員が、現場とのコミュニケーションに努め、スポンサーシップを発揮します。
- ・市民、事業者に対し、分かりやすい情報発信を行います。

□リスク管理意識の醸成

- ・職場の中でリスクへの感度を高め合い、「先取り(プロアクティブ)三原則」を基本に、行動します。

□効率化とエコに配慮したオフィス活動の推進

- ・常に仕事の仕方を見直し、事務の適正化、効率化に取り組めます。
- ・節電、エコオフィス活動、「3R 夢プラン」を実践します。

《総務部》

■一人ひとりが「チーム財政」を意識し、信頼、そして愛を感じる支援の実施

- * 担当の垣根を超えた情報共有、密な連携を行い、力を合わせ局内の業務や職員を支援
- * 中期4か年計画の最終年度であることを踏まえるとともに、中長期的な視点を持った取組となるよう進捗管理の実施

■経理事務手続に関する総合調整

- * 現在実施している経理事務の適正さを改めて確認するとともに、事務手続の見直しやルール化、マニュアル化等を進めることで、更なる事務手続の適正化及び効率化を実現
- * 経理事務に関する日常的な相談、指導、研修の実施、及び区局研修の支援
- * 経理事務の点検の実施及び区局の点検、内部監察等の支援

■効率的・効果的な執行体制づくり

- * 行政ニーズへの適正な対応とスクラップ・アンド・ビルドの原則を踏まえた組織編成
- * 今後の未収債権徴収体制や経理を統括する組織のあり方の検討

《財政部》

★持続可能な財政運営の推進

- * 必要な施策の推進と持続可能な財政運営のバランスを保った 26 年度予算の編成と財政規律の検討
- * 24 年度 2 月補正予算及び 25 年度予算の適時適切な執行管理
- * 本市補助事業の市内受注機会の確保や適切な執行
- * 地方税財源の充実確保に関する意見発信を引き続き行うとともに、「社会保障と税の一体改革」や大都市制度、権限移譲など国・県の制度や動きに対する的確な対応
- * より有利な市債の発行条件を目指し、金融情勢の変化に適切に対応するとともに、市長 IR(※)など積極的な情報発信を推進
(※IR:投資家向け情報提供活動)
- * 第三セクター等改革推進債の許可申請及び円滑な発行(管財部と共同)

★財政に関する情報の充実と活用

- * 財政情報の調査・分析、分かりやすい財政広報の充実
- * 「市民利用施設等の利用者負担の考え方」に基づく適切な運用

《主税部》

★納税環境の整備と円滑な納税内部事務等の実施

- * ペイジー収納システムの安定稼働による納税者の利便性向上と滞納発生防止
- * eLTAX 電子納税システムの導入による eLTAX 電子申告システムの利用拡大
- * 納税管理センター開設に伴う安定的かつ効率的な納税事務等の実施

★市税収納率の向上(目標:収納率 97.9%以上、滞納額 123 億円以下)

- * 区局が連携して納期内納税の推進と現年課税分の重点整理
- * 公売(不動産・インターネット)、搜索、相続案件等、困難案件の整理促進

■課税ベースの拡大等に向けた実地調査等の充実

- * 固定資産税(償却資産)や事業所税における実地調査等の充実(調査目標件数 7,800 件)
- * 個人住民税の特別徴収制度に関する事業者への制度周知及び勧奨

★本市全体の未収債権額の圧縮(目標:25年度決算時点滞納額 500億円未満) ※市税含む

- * 税外債権回収担当における国民健康保険料、保育料等の効率的・効果的な整理
(国民健康保険料:引継滞納額 76億円→25年度末滞納額 15億円以下)
(保育料:引継滞納額 5億円→25年度末滞納額 1億円以下)
- * 民間事業者を活用した電話納付案内による早期未納対策、弁護士委任による私債権等の個別整理
- * 今後の本市未収債権徴収体制の検討

■課税自主権活用の検討と税制改正等に伴う対応

- * 課税自主権の活用にあたっての基本的な事項等の検討・整理
- * 重要施策推進のための課税自主権活用策の検討
- * 税制改正に伴う市税条例等の改正及び丁寧な広報等の実施

★税務職員の人材育成

- * 税務職域版「人材育成ビジョン」に基づく研修・OJTの推進
- * 税務キャリアサポートシステムの更なる運用改善

＜契約部＞

■適正な競争環境の整備と適切な履行の確保

- * 入札結果や履行状況を踏まえた最低制限価格制度の検証
- * 委託契約の適切な履行確保策の検討
- * 工事契約における優良事業者等に対するインセンティブ発注の拡充(20%程度)
- * 各区局の公募型指名競争入札等の導入促進
- * 利便性向上に向けた電子入札システムの改修準備

■市内・中小企業の受注機会の増大

- * 設計・仕様作成段階からの分離・分割発注の検討の徹底
- * 市内・中小企業の受注機会増大に向けた各区局の取組事例の共有
- * 技術修得型共同企業体の活用及び対象工事の市内向け発注への転換の検討

■契約事務の適正な執行の徹底と的確な情報の発信

- * 契約事務の適正な執行に関する全庁的な研修の充実
- * ホームページによる的確で分かりやすい入札・契約情報の発信

＜管財部＞

★保有土地の現状把握(資産たな卸し)

- * 道路、河川、代替地、公営企業会計の活用可能資産の把握
- * 行政財産の分割活用検討プロジェクトでの活用資産の抽出(対象:資源循環局)
- * 資産評価プロジェクトによる工作物の公正価値評価の実施

★多様な手法による売却・利活用の推進

- * 全市的・中長期的な視点を考慮した用途廃止施設の最適な後利用決定
- * 地域に配慮するとともに民間事業者のノウハウを活用した公募の着実な実施
- * 市有地公募販売の実施(一般入札・インターネット入札 60区画、成約率 50%)

★資産活用に向けた環境整備と情報発信

- * 公有財産台帳システムの運用ルールの確立と周知による適切な運用
- * 各区局の資産の売却等推進のための資産活用メリットシステムの拡充
- * 財産管理の適正化の推進(区局相互点検の導入、指定管理施設プロジェクト)
- * 全庁的研修やPRE(Public Real Estate)担当者会議の拡充
- * 「横浜市資産活用基本方針」の一部改訂(活用事例の更新、活用手法の追加)

◀管財部▶ (前頁からの続き)

★土地開発公社の円滑な解散

- * 解散の取組状況の適切な情報提供
- * 一般会計での買取りや公募売却の促進等による借入金の削減
- * 負担金の計画的な支出による借入金の解消

◀公共施設・事業調整室▶

★都市基盤施設の中長期的な整備・保全のあり方検討

- * 都市基盤施設の整備の必要性や効果、優先性等を検証できる新たな評価手法の検討
- * 施設の保全について、「点検マニュアルの拡充」、「保全の優先順位付けの考え方」等に関する総合調整
- * 「防災・安全交付金(国費)」の活用による保全費の財源確保

★公共建築物のあり方に関する検討

- * 「公共建築物マネジメント白書」に関する市民向け出前講座等の実施による課題の共有と市民意見の把握
- * 必要なサービスを効率的に提供するための、保全水準、経営努力、施設規模の効率化等に向けた取組を整理した「公共建築物のあり方(素案)」のとりまとめ

■市内・中小企業の受注機会の増大に向けた取組の推進

- * 市内・中小企業の受注機会増大のため、支援・調整を実施
- * 市内で公共事業を行う国等関係機関をメンバーとする公共事業発注者連絡会を引き続き運営

★公共事業に係る品質確保とコスト縮減に向けた取組

- * 公共事業評価(事前評価、再評価、事後評価)、技術審査の実施
- * 総合評価落札方式の推進、優良工事表彰、特別調査チーム立入調査の実施
- * 公共事業のIT化(電子納品)の推進、土木工事積算システムの安定的な運用
- * 積算ミス防止対策の徹底

■職員の技術力の向上の取組

- * 職員技術提案の表彰、技術研修の実施(設計・監督・検査・積算・保全に関すること)
- * 技術力向上・継承、資格取得支援の推進(コンクリートフェローの育成等)

◆◆◆◆◆◆◆ 目標達成に向けた組織運営(具体的取組) ◆◆◆◆◆◆◆

- 局長による定期的なメッセージ発信や朝礼への参加、責任職・職員との懇談会などを通じ、顔の見える、風通しの良い関係づくりを行います
- 改革推進委員会の活動等を通じ、担当や課を超えた横のつながりを醸成します
- 朝礼、責任職会議などの機会を活用し、各職場におけるコミュニケーションを活性化させます
- 職員一人ひとりが、積極的に現場や、区役所や他局など現場に近い部門へ出向き、情報をしっかりと把握するとともに、必要な情報を積極的に発信することを心がけて仕事を進めます
- 局内業務の一層の連携を図るため、各部での取組内容や進捗状況が共有できるよう、総務課が中心となって各部での取組内容や情報の共有化を図ります
- 心身の健康を第一に、各自が仕事だけでなく、家庭や趣味など、自分の生活を大切にできるよう、責任職・職員、全員で助け合い、仕事を進めます
- 局全体で定時退庁日の設定や休暇取得に向けた取組を実施します
- 不要な照明やOA機器のこまめな電源のOFFなど、身近でできる節電行動を徹底します
- マイバック、マイ箸の取組の実践など、ごみの発生抑制を考えた行動を促進します